

## アドルフ・ワーグナー

——その財政学を中心として——

### 一 財政学の課題

国会では昭和四一年度の予算案が審議されている。政府原案は会計年度のはじまる四月一日までには衆参両院を通過して昭和四一年度予算として施行されることになるであろう。総額四兆三千億円を超える一般会計予算のほか、四三を数える大小さまざまな特別会計予算も成立するであろう。昭和四〇年度から公債の発行がおこなわれたが、四一年度には七千三百億円の公債が発行されるはずである。

国の予算と表裏の関係に立ち都道府県や市町村でもそれぞれ予算が編成審議される。地方団体の一般会計予算

木 村 元 一

の規模は、最近では国の一般会計のそれを上廻るのが常であるから、これまた四兆五千億円程度になる。国と地方の間には資金のやりとりがあるので、単純に両者を合計して全体の財政規模を九兆円弱とみるのは無意味であるが、重複分(主として国から地方に交付する地方交付税交付金と補助金)を控除した純計でいっても七兆円という大きな金額が政府の活動のために使われるわけである。この金額は国民所得の四分の一をかなり大幅に超える大きさである。

政府がこのように七兆円も使うのは無駄があるからではないか。もっと予算の規模は縮小して然るべきではないか。評論家も学者も、そして財界も政界も、予算の規

模が大きくなるたびに、経費の削減と合理化を叫ぶ。しかしわずか十年まえには一兆八千億円に足らなかつた財政規模（国・地方の純計）が今日では七兆円に膨脹しているのである。

ところが他方では、青少年の非行問題がおれば、政府の措置が手ぬるいと非難される。高校や大学への進学志望者の激増に対しては、政府はもっと真剣に取り組まなければならぬという。交通難の緩和と交通事故の解消のためにもっと道路を建設し、交通取締を嚴重にしなければならぬという。精神薄弱児対策、老人対策、ガン対策はいうに及ばず、司法、教育、文化、産業、貿易、外交、労働、河川・港湾・上下水道、そしてなかんずく住宅等あらゆる分野において政府の施策の不備が強調されている。しかしいかなる施策も今日では貨幣費用がかかるのである。市民を強制して道路工事に駆りたてることもできない。素封家に依頼して名譽職的に無償で行政を担当させることもできない。隣組をつくって隣保扶助の実をあげることも、篤志家の善行に期待して交通整理をさせることもできない。

費用は結局において国民が負担しなければならないの

であるが、私有財産制と契約の自由を認める資本主義の社会では、政府の施策を支持するためには、課税によらざるをえない。国民が政府にむかつて施設の増加を要求することは、自らの租税負担の増加を甘受することではなければならないはずである。

しかし現実にはなかなか理窟どうりにはいかない。なぜなら、政府に対してよりよき施策を要求する者と、租税を負担する者とは、別人であり得るからである。いな、別人であるのが通常であるからである。そのみではない。同一人の場合でも、政府に対して註文をつけるときの心構えと、租税を負担するときの心情とは、あきらかに分裂しているのが普通の状態であるからである。したがって、政府活動から得られる便益と納税者の負担とを特殊報償性の原理によって結びつけることはできない。加うるに、国民のうちに、そもそも政府の活動を便益と考えず、むしろ災患とみなすひとびとが大勢いるとすれば、政府活動の災患と納税の災患とが二重にかさなるとみることも可能である。便益とみるか災患とみるかにかわりなく、納税者個々の立場からすれば負担は軽いに越したことはない。ほとんどすべての国民は自分より所

得の多い者、自分より資産をたくさん持っている者に担税力を見出すべきであつて、自分にはそれほど担税力はないと考へ、したがつて現在の税制は不合理であるといふ感情を持つてゐる。政府の施策の増強を要求したり、公定価格や公定料金の引上げに反対するひとびとは、他の政府経費には節約の余地ありと考へるか、あるいは、節約の余地なしとするも、他の納税者にはより多くの租税負担を課して然るべしと考へるか、そのいずれかである。

しかしこれでは、経費はヨリ多く、負担はヨリ少くという矛盾した要求が表明されるだけで、収支のバランスはくずれ去つてしまふ。そもそも財政には適正規模というようなものが考へられるのであろうか。経費項目の選定にあつて、なにか拠るべき準則というようなものがあるのか、それとも政党政派間の闘争と妥協の産物にしかすぎないのか。過去における経験はこの点について何を教えるか。諸外国の例はどうであるか。さらに個々納税者の不平と不満にもかかわらず、ある租税制度が成立し実施されているのは何故であるのか、もし改革を要するとすればいかなる基準、いかなる根拠によつてどのよ

うに改革すべきであるか。はたしてある納税者の負担は過重であるか、あるいは軽きに失して均衡を破つてゐるのではないか。全体として租税負担が過重な場合、もしくは課税によつて一時に多額の収入を必要とする場合、政府は公債政策を導入しなければならなくなるが、公債についても、その限度は？ 発行及び償還の方法は？ 影響は？ と疑問が生ずる。

このような疑問（およびここには掲げ得なかつたが他にも多くの疑問がある）に答えようとするのが財政学である。

財政学にもいろいろの傾向がある。学派の如何によつて研究態度が異なり、解答も異なつてくる。学説史の上でみても、重商主義時代の学説と自由主義時代のそれは異なるし、統制資本主義の時代にはいと新しい学派が勃興してきている。このような時代差のほかに、国による差異や学者の世界観に根差す差異がある。したがつてどの財政学者の説もある点では一面的だと言わなければならぬ。しかしその置かれた情況のもとで財政学の近代化と体系化をもつとも徹底した形で押し進めたのは十九世紀末のドイツの財政学者たちであつた。なかでもシュタイン (Lorenz von Stein, 1815—1890) シェフ

(Alibert E. F. Schäffle, 1831—1903) および、ワーグナー (Adolph Wagner, 1835—1917) の三人はドイツ財政学の黄金時代を築き上げるに最も貢献したひとである。三人三様、それぞれ特徴があるが、シュタインは憲法学乃至行政学的色彩の強い財政学体系を構成し、シェフレは社会有機体説の立場からの租税論体系を作り上げ、ワーグナーは「国家社会主義」的財政学の一大体系を築き上げたのである。もし三者を一樣に包括して特徴づけるとすれば、いずれも「社会政策的財政思想」の体系と云うことができるが、財政史ならびに財政学史上の影響力という点ではワーグナーの体系がもっとも卓越している。経済学の上で正統派の第一人者を求めるとすればアダム・スミスをあげなければならぬのと同様に同じ程度に、財政学において正統派の第一人者を求めるとすれば、それはアドルフ・ワーグナーであるとしなければならぬ。

## 二 ワーグナーの生涯

アドルフ・ワーグナー (Adolph Heinrich Gotthif Wagner) は一八三五年三月二五日南ドイツの小さな大学町

エルランゲン (Erlangen) に生れた。父親は当時著名だった生理学者のルードルフ・ワーグナーである。ゲッチンゲン大学およびハイデルベルヒ大学に学び法律学および官房学を専攻した。一八五七年、二二歳のときゲッチンゲン大学で学位をうけ、翌年ウィーン (Wien) の商業専門学院の教授として招聘され、五年間同地で教鞭をとった。一八六三年ハンブルグに移り、しばらく同地の商業学院で教えたが、翌年夏ロシア領ドルパト (Dorpat) (現在のエストニア共和国タルトゥ) の大学に赴任、そこで四年あまりを過ごし、一八六六年フライブルグ大学 (スイスの国境に近い) に移った。フライブルグは居ることわずか二年、一八七〇年にはベルリン大学に招聘された。ワーグナーとどまり、四七年間、学生生活をつづけた。ワーグナーが死んだのは、一九一七年の初冬、十一月八日のことであった。享年八三歳。

ワーグナーの活躍した時期は、あたかもドイツ帝国の勃興期にあたる。一八六六年 (普墺戦争)、一八七〇年 (普仏戦争) と両度にわたり輝かしい勝利をおさめ、内にはドイツの政治的・経済的統一をなしとげ、外には植

民地の獲得と世界政策の遂行に成功した時期である。新興のドイツはついにイギリスと衝突して、第一次世界大戦の勃発（一九一四年）をみたが、ワグナーは、最後の勝利がドイツの手に帰することを確信しながら、一九一七年その長い生涯を閉じたのである。

かれの死を悼んだ追憶記や追悼演説が一致して強調していることは、かれが真理と正義の闘士であり、分析的な頭腦の持主であり、国家主義者であり、同時に福音派キリスト教の熱心な鼓吹者であったということである。また熱中してくと非常な早口でつぎからつぎへと議論を展開する中柄の熱血漢であったことが語られている。もともと一九一七年という年は、ドイツの国民経済学にとっては記念すべき年であった、というのは、ワグナーが永眠する数カ月以前に、これまたドイツ経済学世界の偉大な指導者として自他ともに許されていたグスターフ・シュモラーが他界しているからである。ワグナーの追悼演説でシューマツヒャーが、両巨頭を比較対照して述べている次の文章は、両者の特徴をよく示しているように思われる。

「シュモラーは過去に眼をむけること、生じたもの

すべての内に遙かに遡る発展の成果を認識することを教えたが、これに対し非常に鋭いワグナーは現状の暗黒面に眼をむけ、将来の改善に心を馳せた。知識に知識を積み重ね、あらゆる時代と国民の経済的並びに政治的・社会的発展をその最も遠い始源から包括しながら、着実且つ慎重な労作において、若い時から早くも純粋な老成振り（天分ある老学者の最も美事な特権とも思われるほどの）に達したのがシュモラーだとすれば、刻苦勉励、証拠と反証を慎重に集め、真理と正義を求めて絶えず努力しながら、若者のもつ燃えるような探究心を八十を超えても、いな死の間際まで持ちつづけたのがワグナーである。だから教師としては稀なことだがいつも青年と直接に触れ合いつづけた。若人の魂を揺り動かす言葉が胸中から無雑作に湧き出した。これに反しシュモラーはその特色が十分に成熟するにつれ若者から離れ、彼等の心を激情的に占領すること少なく、従って感受的な魂とはちがったものを要求した。それゆえワグナーはその盛時にはシュモラーとは比較にならぬ大勢の聴衆をその周囲に集め、シュモラーは理解を以て接近する少数の学生を情熱的

な同僚たるワーグナー以上に立派につなぎとめることを知っていた。ワーグナーにとっては彼の講座活動の頂点は短い公開講演であり、シュモラーは大きかりな長時間にわたる非公開の講義を得意とする人物であった。」(Hermann Schumacher: Adolf Wagner. Eine Gedächtnisrede, Schmollers Jahrbuch, 42. Jahrg., 1918, S. 32.)

ワーグナーが国家社会主義の提唱者としてドイツ経済学界に特異の地位を占めるに至ったについては、いくつかの機縁があるが、かれの生地エルランゲンがいくたびか所属を代え、プロシヤ領になったり(一七九一年)、フランスの領土に編入されたり(一八〇七年)、バイエルン領になったりしたこと(一八一〇年)や、ロシアのドルバトにおいてドイツ民族の地位を仔細に見聞する機会があったことをあげる必要がある。

ワーグナーはおそらく直情径行という言葉が一番びつたり適合するような人物であった。かれは家庭において培われたプロテスタント的信仰と労働者問題に対する研究成果に支えられて、シュテーカー(Adolf Stoecker, 1835—1908)と共にキリスト教社会労働党を結成し(一八七八年)、所信の実現に情熱を燃やしたが、その非妥協的

な性格は議会活動に適さなかった。そして間もなく政界から脱落せざるを得なかった。

### 三 思想的背景

冒頭に適正財政規模の問題を提出したが、財政思想史の上では、政府活動の範囲をなるべく狭く限定すべしと説く自由主義的・個人主義的立場と、政府活動の意義を高く評価する統制主義的・普遍主義的立場の相剋がみられる。もちろん両者とも政府活動にともなう貨幣経費を考慮した上での主張である。自由主義・個人主義の立場に立つひとびとは、政府の活動が民間部門の活動分野を制限することに反対するのみならず、租税負担の加重に対しても抵抗しようとする。これに反し、統制主義・国家主義の立場に立つひとびとは、民間の活動に規制を加え、政府活動の分野をひろげなければ、国民全体の安寧と福祉とが害われると考える、そして政府活動を可能にするための租税負担の加重は必要な限りこれを甘受すべきであると主張する。前者の立場を代表するのがドイツ古典派のひとびとであり、後者を代表するのがドイツ正統派のひとびとである。

自由主義と統制主義との対立とは別に、既存の政治・経済制度を根底から否定する社会主義・共産主義の立場もある。社会主義者は、既存の資本主義秩序は被圧階級たる労働者階級を搾取するものであり、国家権力は資本による搾取機構の維持を目的とするものであるから、プロレタリア革命を断行して生産手段の私有財産制を変革し無産者の独裁政権を樹立しなければならぬと主張する。この立場からすれば、自由主義も統制主義も、結局において既存の政治・経済秩序の維持に奉仕するブルジョワの立場を代表するものであって、その差は五十歩百歩の差に過ぎないこととなるのであるが、他方、統制主義の立場からみれば、自由主義は既存秩序の弊害を放任して社会問題の解決を等閑視する純粹に資本家擁護の立場であり、これに対して社会主義は無産者の階級的利益のみを強調することによって、全体の福祉を無視し、また着実な改良の可能性を否定する極端な暴論にすぎないこととなる。

このように政府活動に対する考え方と政府経費のあるべき姿に関しては、立場の相違によって非常に異なった解答が与えられる。おそらく窮極において適正財政規模

を決定するという問題は、いついかなる時処においても、高度に政治的な決断にかかわる問題であって、拠るべき客観的な基準はなかなか求めにくいとおもわれるのであるが、自由主義、統制主義、社会主義それぞれの立場の如何によっても解答が異なってくることはこれを銘記しなければならぬ。

さてドイツ正統派の財政学は統制主義の立場に立つと述べたが、シュタインやシェフレやワグナーが輩出する以前、すなわち十九世紀の前半から五、六十年代にかけてはドイツにおいても自由主義的な経済学説が受容・撰取され、ネベニウス (Karl F. Nebenius)、ヘルマン (Friedrich B. W. von Hermann) 等有力な学者が輩出し、ワグナーの師ラウ (Karl Heinrich Rau, 1792—1870) もまたリカード (David Ricardo) の学説の消化・吸収につとめるといふ時期があった。ワグナーは後には自由主義に対する熱心な批判者となるが、最初からそうであったわけではない。すでに述べたようにワグナーは大学ではじめ法律学を学んだが、次第に金融政策の研究に興味をもち、学位論文も銀行政策とその理論に関するものであった (Beiträge zur Lehre von Banken, 1857)。そし

て、そのときの基本的な立場は自由放任主義の立場であった。ワーグナーがいうように、一八五〇年代、いな一八六〇年代に入っても、ドイツの諸大学はスミス経済学の強い支配下にあったのである。一八六二年に出版された『オーストリア財政論』(Die Ordnung des österreichischen Staatshaushaltes, 1863)も、同国の放漫な公債政策を批判するものであって、イギリス古典派の立場を明白に示している。

ワーグナーが自由主義から離れ、国家社会主義に傾くようになったのは、さきにも一言したように、もともとプロテスタント的な敬虔の念を以て国家と民族の発展を希求する心情の持主であったことにもよるが、一八六〇年代に至って、ドイツの資本主義が急激に勃興し、一八七〇年代に入ると百万長者熱の熱狂的な蔓延のかたわらで、手工業体制が音をたてて崩壊し、資本主義企業の内部分では劣悪な労働条件のもとで酷使される労働者と資本家の対立が激化し、これにともなう急進的な労働運動がいろいろの擾乱をひきおこしながら一般化する、という当時の混乱状態が、その頃丁度招聘されてベルリンにやってきたワーグナーに生まなましい印象を与えずには

おかなかつたためである。これと同時にかれの思想の転機となつたのは、ロードベルトゥス (Johann Karl Rodbertus, 1805—1875) との邂逅である。ロードベルトゥスは、ワーグナーが終生弟子の礼をとつた四人のうちのひとりである。ロードベルトゥスを知つたのは、一八五八年、その著『商業恐慌と地主の担保難』を通じてであったが、そのときにはまだかれを十分には理解できず、ほぼ十年を経て一八六九年に出た『今日の地主の金融難の解明と救済のために』を読むに至って、はじめてワーグナーは自らを自由主義経済学から解放することになった (Adolph Wagner: Einiges von und über Rodbertus-Jagetow, Zeitschrift für die gesammte Staatswissenschaft, Bd. 34, 1878)。

もとより自由主義と社会主義のいずれにも左袒せず、公平なるべき国家の手で労資の協調をはかり、外にむかつてはドイツの国際競争力を高めようとする思想は、たえず準備されつたのであるが、機熟して一八七三年「社会政策学会」(Verein für Sozialpolitik) が創立された。

ワーグナーは、シェーンベルヒ (Gustav von Schön-



bers) シュハラー、ヘルト (Adolf Held) プレンターノ (Lujo Brentano)らと共に「学会」の設立に参加した。しかしかれは間もなく一八七七年には脱会してしまった。その理由とするところは、「社会政策学会」に属するひとびとは、自由主義と社会主義に対する批判という点では共通するが、何ら積極的な学問体系をもたぬ集合名詞にすぎない、というにあった。たしかにワグナーのいうとおり、「社会政策学会」の会員にはいろいろの思想傾向をもつものがいたことは事実であるが、しかしかれの生一本で非妥協的な性格が脱会にふみきらせたといっても間違いではない。

ワグナーの著作活動はまことにめざましかった。初期の二つの著作が、自由主義的な立場から書かれたものであることはすでに述べた。自由主義批判者に転じてのちは一八七〇年に『土地私有制度廃止論』を出版したのを皮きりに、『社会問題講演』『社会民主党新綱領批判』『農工業国家論』等々非常に多くの著書を出して、自ら抱懐する国家社会主義を主張し擁護し深化させて行った。しかしワグナーの本旨は、直接に国家社会主義の綱領を宣伝し普及せしめることにあったのではない。で

きるだけ厳密な概念規定を加え、文献や資料を蒐集整理しながら、理論的に現状を分析し、歴史的に発展過程をたどり、国民経済学、なかんづく財政学の体系の中に国家社会主義の理念を浸透させることが、その終生の念願であった。そしてその念願は、かれの大著『政治経済学原理』と『財政学』によって果されたと行ってよい。なかんづく『財政学』全四巻は第一巻の発刊が一八七七年、最後の第四巻が完成したのは一九〇一年、総ページ数で三千四百ページ、実に二四年を要した文字通り畢生の労作であった。

しかしひるがえって考えてみると、何らかの政策理想を科学的・客観的に基礎づけることは果して可能であるかどうか、たとえいかに綿密な概念規定を加え、歴史的な発展過程を詳細に分析してみても、国家社会主義的な諸政策理想は、結局、ワグナー個人の世界観に根差すものであって、本当の意味で客観的な、普遍妥当性は与えられないのではないか。おそらくこのような疑問が生ずるにちがいない。この問題は方法論上の大問題となつて、二十世紀初頭から第一次大戦前後にかけ、ドイツの社会科学者の間に熾烈な論争(価値判断論争)をまきおこ

したのであるが、ワグナーの時代にはまだこのような問題があることは十分には意識されなかった。帰納的方法に立脚する歴史派経済学が、経済法則の「早急な」樹立を断念してひたすら歴史的な事実の蒐集のみに腐心することに對して、不信の念をいだいていたワグナーは、限界効用学派の創始者のひとりカール・メンガー(Carl Menger)が一八八三年に法則定立的な精密科学としての経済学の立場から歴史学派の方法論に痛烈な批判の矢を放ったとき、その矢がワグナー自身の国家社会主義的な経済学(および財政学)にも傷を負わせるものであることに想到せず、むしろメンガーに好意的な態度をとったが、それほどかれは自らの学問が精密な演繹的方法に立脚して組み立てられているという自信を持っていたのである。

ワグナーはすくなくとも文明国においてはそれぞれ時代の「一定の共通意見となる信条」があり、「社会的公理」といふべきものがあると主張する。ワグナーは租税史の研究を通じて、時代区分を構想する。専断的課徴の時代(奴隸時代)、契約的規制の時代(等族時代)、立憲的協賛の時代(市民時代)これである。ところがこ

の市民時代のうちに「社会時代」の胚種が次第に発展しつつあることを指摘する。そして「社会時代」における社会理念こそは国家社会主義にほかならないという。それは決して抽象的な観念ではなく、一八七〇年以來駁々として発展してきた国家(および公共団体)の活動範囲の拡大——国公営事業、中央銀行の統制、労働者保険の実施、公営住宅等々——のうちに体现され実証されている現実的な理念である。一国の文化と国民経済は断続的に発展するのみではなく、有機的に継続的に発展するものであるとすれば、国家活動の拡大の傾向のうちに将来の発展が挙証される。国家社会主義は、国民共同体全体の利益に照らして社会主義秩序と個人主義的秩序とを統合するものとして、現実にも挙証されている原理である。

具体的には、生産の無政府性の排除、景気変動の防止、労働者保護、国家による福祉の増進、交通・運輸・銀行・保険等の国営、分配矯正的な課税が社会時代における国家社会主義のプログラムとなる。

#### 四 ワグナー財政学の特徴

フランツ・マイゼルは、一八七〇年代から一八九〇年

頃までのドイツ財政学を「新時代」の財政学と規定し、「新時代は、学説の科学化と普遍化、特殊現象の普遍への還元の時期である。体系性と因果性を以てする、国家と経済を、欲望とその満足という点から、原理的に把握しようとする普遍的な考察、これが本質的なもの、基礎的なものとなる」といつているが (Franz Meisel: Geschichte der deutschen Finanzwissenschaft im 19. Jahrhundert bis zur Gegenwart, *HB. d. FW.*, Bd. 1, S. 256.)、たしかに前代までの財政技術論は影をひそめ、普遍化と体系化がおしすすめられた。しかし厳密な意味での「科学化」と「因果的考察」がワグナーにおいて (そしてシュタインやシェフレにおいても) 実現されたとみることはできない。このことが財政学にとって悲しむべきことであるかどうかは別の問題であるが、「科学化」はより高次の「政策化」を前提とするものであったことは明らかである。

#### 国家活動拡大の法則

ドイツ正統派財政学において特徴的なことは国家経費の膨脹が是認され、慶賀されていることであるが、ワ

グナーの場合には「社会時代」の必然的な本質的動向として法則的な地位を与えられたのである。これに反しイギリス古典派の学説では、国家経費は市場経済組織を円滑に機能させるためには己むを得ないが、しかしその増加は憂慮すべきことと考えられていた。なぜなら国家経費は社会のために有用ではあるが決して生産的とは考えられなかったからである。もっとも最近ではイギリス、アメリカにおいても経費の景気促進効果がフィスカル・ポリシーの理論において盛んに研究されているばかりでなく、国家活動を経済的意味のサービスの提供とみる見解がつまりつつあるが、ケインズが出現するまでは、国家経費縮小論がイギリス経済学の帰結であった。このようなイギリス古典派の教養を身につけていたワグナーは、国家活動の生産性と、その拡大の必然性を根拠づけるために「理論」の組みかえに努力を重ねることとなった。(Adolph Wagner: *Grundlegung der politischen Oekonomie*, I. Teil, 1892, S. 81—135, 773, 782.)

第一は、イギリス古典派理論の妥当する領域を限定することであった。ワグナーは人間の本性に具わる心理的動機を分析し、まず利己的な動機と非利己的な動機と

に分ける。利己的な動機には、(1)経済的利益・不利益に関するもの、(2)賞罰に関するもの、(3)名誉・権勢に関するもの、(4)活動への衝動と無為に対する怖れに関するものがある。非利己的動機には、(5)道德的義務に根ざすものが属する。このような動機の差にもとづいて

(A)私経済的・個人主義的組織(動機(1))

(B)共同経済的・社会主義的組織(動機(2)(3)(4))

(C)慈善的組織(動機(5))

の三組織が形成され、それらが相互不離の補完関係に立つことによってはじめて有機的全体としての国民経済が構成される。古典派の経済理論の妥当する領域は(A)の組織に限られる。(B)の共同経済組織は、自由共同経済と強制共同経済の二つに分類されるが、後者においては社会規範が指導し、生産に要する費用の配分(租税負担)は特殊報償性の原理によらず、一般的報償性の原理によって貫かれる。

三組織の組み合わせには、一定不変の準則はない。歴史の動向、その流れのうちにおいて変化させることによってのみ正しい組み合わせが生ずる。組み合わせが正しければ、最大の利用効果、最小の費用を以てする生産、

国民所得の増大と最適の分配が可能となる。

第二は「財」「資本」概念の再構成である。ワーグナーは、人間一般を外部自然と対立させ、そこから生ずる経済関係を研究する「純経済的視点」と、個々の人間の国民内部における状態を考慮して研究する「社会的、歴史的、法制的視点」を区別し、第一の観点からすれば人間欲望への充足に役立つ手段はすべて財である。第二の観点からすれば、有形財および人(人的給付を含む)はもろろん営業権、特許権、債権等、人や物に対する諸関係とこれから生ずることのある権利も財である。そればかりではなく、公共的施設や国家活動、いな国家そのものも財のなかにふくめられる。このように考えると、強制共同経済(国家および公共団体)は、有形の財を無形の財に転換する生産的経済だということになる。

純経済的視点と歴史的法制的視点の差別は、「財」のほか、「資本」についても適用される。純経済的視点に立てば、新しい財を作出するために役立つ技術的な手段のみが資本であって、これをワーグナーは「国民資本」と名付ける。歴史的法制的視点からみた資本は、所得獲得のための手段である。新たな財の作出に不必要な住宅

は、たとえ所有者が家賃獲得のために「資本」として利用するとしても国民資本ではないということになる。関係財の大部分は、新財獲得の条件となる場合を除けば、一般に国民資本ではない。しかし国家は、新財獲得の条件となるがゆえに、最も重要な無形の資本という資格を与えられる。

国家が生産の条件を与え、国家給付が生産的であるとするならば、経費の膨脹は常に歓迎すべき事態であることになるのであろうか。ワグナーが経費膨脹を法則的なものと考え、文明諸国において、内乱、戦争のごとき法秩序の攪乱、その他の災害を未然に防止するために予防主義の原則が支配的となりつつあることを好意の眼を以て観察するかぎり、経費の膨脹をとがめる理由は見出しがたいように見える。しかしワグナーといえども、国家の国民に対して与える利益と、国民の負担に帰する費用との間に適正な比例関係を保持する必要まで否定するものではない。さきにも述べたように、強制共同経済は、国民経済の不可決の要素ではあるが、私経済組織もまた人間の本性に根ざしたすぐれて経済的な組織である。いな、強制共同経済組織は、単に経済行為の動機か

らみても、現在までのあらゆる経験に照しても、特定の場合においてのみ、有効適切に私経済組織に代り、これを補完することができずにすぎず、経済財の生産と分配のすべてを共同経済的に国家の手で統制指導することは、国家の経済的ならびに技術能力、知識、良心に対し、到底期待できないことであるばかりでなく、そのような場合には個人の自由を危殆に陥れる。

さらにのちに述べるように、ワグナーは公債政策の利用に対しては消極的な態度をとっていたから、経費の膨脹に対しては、主として租税収入の増徴を以て対処しなければならぬと考えていたのであるが、租税制度を合理的に、理論的に正しく、しかも実施可能な形で構成するには多大の困難がともなうこと、そしてこの困難が財政需要の増加とともに、また個人所得や個人財産の分化が進み私経済組織のあらゆる諸関係が複雑化するにつれて、ますます大きくなることもかれのよく知るところであった。

#### 社会政策的租税の理念

ワグナーは課税にあたって遵奉すべき原則を、(A)財

政政策上の原則、(B)国民経済上の原則、(C)正義の原則、(D)税務行政上の原則に大別し、さらにそのおのおのを二分または三分して九つの原則を掲げ、これまでの原則論を集大成するとともに、社会政策的課税の理念を説いた。財政収入には租税以外にも、私経済的営利収入や公有財産収入、さらに手数料その他の収入がある。ワーグナーはそれらについても極めて詳細な議論を展開しているが、ワーグナーの研究の中心課題が租税論にあったことはいままでもない。資本主義の発展にもなつてて財政収入の中心が租税におかれざるえなくなつてきていたからである。そしてその財政学の第三巻と第四巻が租税史の研究にあてられ、ワーグナーの晩年にいたつて完成したことはすでにのべたところであるが、ワーグナーをして学説史上不動の地位を占めさせるに至つたのは、租税原則論、なかならずその社会政策的租税の理念である。

ワーグナーは、財政収入獲得のための租税のほかに、社会政策的租税の概念を認め、最低生活費の免税、資産所得や不労所得（投機的利得、相続・贈与所得）の重課、累進税率の採用、個人的事情の積極的な斟酌、奢侈的享樂手段に対する重課、生活必需品の免税を強調した。これ

らの主張は、しばしば「急進的」「社会主義的」という非難を浴びたが、ビスマルク（かれは間接税中心主義者であった）の退陣後、一八九二年のミケル（Johannes von Mequel）の租税改革を通じて、母国でとり入れられたばかりではなく、イギリスやフランス、さらに日本にまで受け入れられるようになった。

租税原則論については、ワーグナーの書物の第一版が出版された当時から、社会政策的租税概念をめぐる、また九つもある最高原則の間に矛盾が生じた場合、原則間の優先順位をいかにすべきかの問題をめぐつて、批判と反論が闘わされたが、近代的租税原則論の展開はワーグナーの原則論を出発点にもつという意味で、いまなお古典的な意義を失っていない。最高原則が一つではなくて九つもあるということは、論理的に考えればおかしなことだが、ワーグナーによれば、「課税原則の多くは、時間的・場所的に相対的であり、与えられた文化・経済・技術の状態、その時々々の国民の考え方、法意識及び公法の状態に関連し、それゆえこれらの諸契機とともに変化する、一言にしていえば、それらは一部は純論理的範疇ではなくて歴史的範疇である。」「個々の原則は他の原則

と切りはなされて規準となるのではなく、種々な原則が同一の課税問題について相ならんで考慮される。したがって、普通、その適用にあたって個々の原則の修正が生ずる。……最高の原則は多くの場合相対的な意義をもつにすぎない。この場合でも財政学は必ずしも過度の絶対化を避けず、「独善的」となって実践に対する必要な、だが可能な影響力を完全に失ってしまうことになる。」

(a. a. O., S. 299—300.)

このようにワグナーは最高原則の意義を相対化し、単なる実行目標を示すだけのものとしているが、順位からいうと、(A)財政政策上の原則、すなわち税収を十分あげようという課税であることを第一に、ついで税源を潤らさぬようにという(B)国民経済上の原則を第二におき、(C)公正の原則は第三にあげ、最後に(D)税務行政上の原則を述べている。しかしこのような諸原則を実施するにあたっては、各種の租税を組み合わせて租税体系を構成し、全体として諸原則が満足されるようにしなければならぬと考えるので、原則の優先順位に関するワグナーの意見は、租税体系論にはつきりあらわれているように思われる。ワグナーは所得税もしくは収益税を基幹税

とし、所有税を以て補完税とする体系を考え、別に不当利得及び奢侈財に対する課税を配し、消費税は已むを得ざる収入獲得手段であるとしているのである。

#### 公債政策

租税の増徴が困難な場合、ワグナーは、財政監査を嚴重にして冗費を省くこと、地方団体にも適正な負担を負わせること、そして租税以外の収入(営利収入、手数料)の増収をはかることをあげているが、公債政策の導入については極めて慎重であった。もっとも公債論はまとまった形で第四巻の最後に入れるはずであったのが、ついに完成をみずに終わったので、詳細を知ることができないが、経常費は経常収入で賄うことを嚴重に要求し、臨時費についてのみ、公債支弁を認めようとしていた。しかし公債支弁による経費が将来の収入を増加するか、国民経済全体の生産力を増大する場合でも、国内の民間投資資金を吸収しなければならない事情にあるならば、その弊害は資本課税に勝るともおとらないと述べ、さらにまた、たとえ金融が緩和して遊資があるようにみえる場合でも、近い将来において公債より有利な投

資先があらわれるかも知れぬから、遊資の吸収という点を過大評価して公債の利益を説くのも誤りであるとした。そのうえ公債の元利償還の際、低所得層からの租税が公債所有者の手に移ること考慮すれば、公債の過度の累積はよほど警戒しなければならない、というのがワーグナーの見解であった。

結局、ワーグナーが積極的に公債の発行をみとめるのは、鉄道その他の私経済的投資の場合に限るのである。この意味ではかれは古典派的な非募債主義者であり健全財政主義者であったのであって、ただ古典派とちがうのは、国家に対して鉄道・銀行・保険等の経営能力をみとめ、このための投資資金を進んで公債に求めた点だけである。

## 二 あとがき

ワーグナー『財政学』は古典的な労作であって、斯学に志す者の忘れてはならない書物である。しかし由来「古典的労作」は名のみ知られて、あまり読まれない。ワーグナー『財政学』も、すでに述べたように、なかなか浩瀚なものであり、論述の仕方も微に入り細を穿ち、

枝葉に分かれながら進行するので、通読するだけでも容易でない。本稿でわたくしはワーグナー『財政学』に対する関心を呼びおこすべく努めたが、一層の研究を志すひとのために、本文中に引用した文献以外に若干の参考文献をかかげておきたい。

滝本美夫『ワーグナー氏財政学』（明治三七年）。（原著第一、二巻の抄訳。古いものだが、今日でも立派に通用する。）

井藤半彌『租税原則学説の構造と生成』（昭和一〇年）

花戸龍蔵『財政原理学説』（昭和二六年）。（この書物の「序章」の部分にかなり詳しい解説がある。「序章」は同じ著者の『財政思想史（古典編）』（昭和二九年）に再録）

木村元一『財政学——その問題領域の発展』（昭和二四年）。

大河内一男『独乙社会政策思想史』（昭和一年）。

Tönnies, F.: Adolph Wagner. *Deutsche Rundschau* 1818.

Schneider, W.: *Adolph Wagners Beziehung zum Sozialismus*, 1921.

Schneider, F. P.: Adolph Wagner als Finanztheoretiker. in A. Kruse (Hrsg.): *Wirtschaftstheorie und Wirtschaftspolitik*, 1951.

（一橋大学教授）